

★ 社会保険教室のご案内

社会保険事務担当者の皆様へ、健康保険・年金保険や労働保険について説明会を開催いたします。
 講師は、全国健康保険協会和歌山支部職員及び社会保険労務士です。
 詳細は、同封のチラシをご覧ください。



優待利用契約施設が増えました

「HMI ホテルグループ 53施設」
 詳細は、当協会ホームページをご覧ください。



健康いきいきハイキングのお知らせ

健康づくりのために、健康いきいきハイキングに参加しませんか。
 詳細は、同封のチラシをご覧ください。

社会保険クイズ

国民年金からの設問です。
 次の□に入る文言は何でしょうか。

- ① 国民年金には、自営業者などの第1号被保険者には独自の給付があります。老齢基礎年金の上乗せ年金としての国民年金基金や、1カ月400円の保険料を納めて、200円×納付月数で計算した年金額が老齢基礎年金に加えて支給される□年金がある。
- ② 会社を退職した人は国民年金に加入することになるが、所得が少ないときや、失業等により保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると保険料が□される国民年金保険料の□制度がある。



出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等を記入の上、平成30年9月28日(金)までに下記までご応募ください。正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階 一般財団法人和歌山県社会保険協会

6月号のクイズの答え

正解は①、②でした。

- ・残業手当等の非固定的手当であっても、その廃止は賃金体系の変更に当たるため、随時改定の対象となります。
- ・残業手当については、個々や月々の稼働状況によって時間数が不確定であるため、単に時間の増減があった場合は随時改定の対象とはなりません。支給単価(支給割合)が変更となった場合は随時改定の対象となります。

● 海遊館補助券の配付は好評につき終了しました。ありがとうございました。



●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F
 ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565
 ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>
 この広報紙は上記ホームページアドレスでもご覧いただけます。

健保と年金

ほっと便

2018

8

主な内容

- P2 「わたしと年金」エッセイの募集
- P3 「はり・きゅう」のかかり方
- P4 社会保険教室のご案内/優待利用契約施設が増えました
- # 健康いきいきハイキングのお知らせ/社会保険クイズ



日本年金機構からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
 和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
 田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、公的年金制度の周知、啓発活動を展開しています。
 その取り組みの一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集します。
 応募方法などは次のとおりです。
 たくさんのご応募をお待ちしています。

応募締切

平成30年9月14日(金)
 消印有効

応募作品

公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
 公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。
 日本語で1,000~2,000文字以内。
 氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
 応募作品は返却しません。

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊物への掲載等を行います。
 受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
 受賞者の氏名、年齢、性別、住所の都道府県を公表します。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
 賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

世代を超える。今だからこそ、伝えたい。

「わたしと年金」エッセイ募集中



応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ「わたしと年金」担当 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ「わたしと年金」担当 【電話番号】03-5344-1100 (代表)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

平成30年度 わたしと年金



お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1824
 和歌山西年金事務所 … 073-447-1640
 田辺年金事務所 … 0739-24-0434



全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
<http://www.kyoukaikaipo.or.jp/shibu/wakayama>

メールマガジンで月に1回、健康保険についての役立つ情報を配信しています。和歌山支部ホームページからぜひご登録ください!

「はり・きゅう」のかかり方

今月号では、「はり・きゅう」の施術がどのようなときに健康保険の対象になるか紹介します。

健康保険の対象となるのはどんなとき?

対象となる傷病	対象となる要件
<ul style="list-style-type: none"> ● 神経痛 ● リウマチ ● 五十肩 ● 頸腕症候群 ● 腰痛症 ● 頸椎捻挫後遺症 	<p>下記①②の両方の要件を満たす場合のみ、健康保険の給付の対象となります。</p> <p>① 医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等、医師による適当な治療手段がないこと。</p> <p>② はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意があること。</p> <p>※ 初回申請時には、医師の同意書が必要です。</p>

「はり・きゅう」施術を受ける場合の注意事項

① 医療機関との併用での施術は認められません

はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、はり・きゅうの施術は、健康保険扱いとはなりません。
 ※ 医師から薬やシップを処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりませんのでご注意ください。

② 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、3カ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象とはなりません。

【お問い合わせは】 …………… 業務グループ 073-421-3102